最終更新日：2020年7月7日

株式会社 Jストリーム
代表取締役社長　石松　俊雄
問合せ先：03-5765-7000
証券コード：4308
https://www.stream.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社では、「もっと素敵な伝え方を。」をコーポレートメッセージとし、インターネット上のコミュニケーションを豊かにする各種サービスの提供を通じて企業価値の向上に取り組んでおります。このために経営活動を効率的に遂行しその状況を監視・監督して健全な企業運営を続けていくことは取締役の最も重要な職務の一つであり、この過程で法令・定款にとどまらず社会規範など全てのルールを遵守する企業統治を求め、行動倫理・管理を遵守し、遵守させることはきわめて重要なことであると考えております。このために社員行動規範や内部統制システム構築に関する基本方針を設定し、株主、取引先、社員、社会など、全てのステークホルダーの利益に適い、信頼に応えられる会社として持続的発展を実現するべく努力しております。
また、当社は上場会社であるトランス・コスモス株式会社の子会社であり、経営に際しては同社グループとして持つ経営ノウハウ他多方面で発揮できる相乗効果を発揮しつつ、当社グループとして独立した経営意思決定を行える体制を維持してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
トランス・コスモス株式会社	6,256,200	53.79
KDDI株式会社	1,522,800	13.09
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	219,999	1.89
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	200,000	1.71
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	186,857	1.60
宮武　東作	70,000	0.60
中村　得郎	62,000	0.53
CREDIT SUISSE AG, SINGAPORE BRANCH - FIRM EQUIY (POETS)	61,000	0.52
Jストリーム従業員持株会	57,800	0.49
小森　昭彦	56,000	0.48

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	トランス・コスモス株式会社　（上場：東京）　（コード）　9715

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3 月
業種	情報・通信業

直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社はトランス・コスモス株式会社（東証1部：9715）の連結対象子会社であり、同社は当社の親会社であります。親会社及び親会社グループとの取引条件については、他の取引先との取引と同じく、市場などを参考にしながら合理的な契約条件等を決定しており、特別な取引条件とはしておりません。
同社との人的関係については、当社の取締役1名が同社の取締役を兼任し、監査役1名に親会社の使用人が就任しておりますが、当社の事業運営上の意思決定は、当社並びに全ての株主にとって最善の利益となるように当社独自で行っており、親会社からの独立性は確保されていると考えております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

当社はトランス・コスモス株式会社及びそのグループ会社と事業上の関係をもっております。トランス・コスモス株式会社は当社サービスの営業代理店であるほか、M＆Aや各種事業上の情報を当社に適時提供しております。当社グループの総売上高に占める同社グループに対する売上高および各種取引の割合は4％未満であります。
トランス・コスモスグループ内においては、インターネット関連サービスを展開する企業は他にも存在しますが、当社は動画配信サービスを行う唯一の企業であり、協力しながらも独立した経営を行っており、これらの企業との事業における競合は生じておりません。将来のグループの政策変更等により、当社グループの事業展開に影響が及ぶ可能性があります。
当社は独立社外取締役を複数名選任することで、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないガバナンス体制の実効性確保に努めております。親会社兼任役員の就任に際しては、当社独自の判断を妨げない牽制が機能し、当社は同グループ内で独立した地位を確立していると認識しております。当社とグループ会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、必要に応じて内部監査を実施することとしております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石井　健太郎	他の会社の出身者							○				
宮野　隆	他の会社の出身者											
大下　亮	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石井　健太郎		石井健太郎氏は当社の主要株主であるKDDI株式会社の業務執行者として勤務しております。当社とKDDI株式会社との間には、資本関係のほかデータセンターや通信機器等に関連する取引関係があります。2020年3月期における当社グループの売上原価に占める同社グループに対する支払額の割合は2%未満であります。また、2020年3月期における当社グループの総売上高に占める同社グループに対する売上高の割合も2%未満であります。	石井健太郎氏はKDDI株式会社において、ソリューション事業本部ソリューション事業企画本部事業企画部長の要職についており、情報通信業界に関する豊富なキャリアと幅広い見識を有しており、当社の経営戦略上有用な意見・助言が期待でき、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しております。

宮野　隆	○	―――	宮野 隆氏は企業経営における豊富な経験と情報システム分野、情報サービス分野における幅広い見識を有しており、当社の経営戦略上有用な意見・助言が期待でき、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しております。 また同氏は現在および過去において当社と資本関係・取引関係等が一切無いことから、独立役員として非適格とされる要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。
大下　亮	○	―――	大下亮氏は金融機関において長く要職を務め、企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有しております。当社の経営戦略上有用な意見・助言が期待でき、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しております。 また同氏は現在および過去において当社と資本関係・取引関係等が一切無いことから、独立役員として非適格とされる要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

常勤監査役は取締役会その他重要な会議に出席し、意見を述べるほか、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じた監査を実施しております。また、監査役と会計監査人は、積極的な情報交換により連携をとっております。
社外監査役は取締役会並びに監査役会及び監査業務の実施過程を通じて、それぞれ必要な情報の収集及び意見の表明を行い、適宜その評価を受けることで、内部監査担当部門や会計監査人と相互連携を図っております。また、内部監査室とは、連携の枠組みの中で、適切な距離を保ちながら、コーポレート・ガバナンス強化並びに企業品質の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
志井 隆男	他の会社の出身者									○				
恩田 学	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者

f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
志井 隆男		志井隆男氏は当社の主要株主であるKDDI株式会社の業務執行者として勤務しているほか、同社グループのIT等オフィス環境を総合的に扱う企業の監査役の任にあります。当社とKDDI株式会社との間には、資本関係のほかデータセンターや通信機器等に関連する取引関係があります。2020年3月期における当社グループの売上原価に占める同社グループに対する支払額の割合は2%未満であります。また、2020年3月期における当社グループの総売上高に占める同社グループに対する売上高の割合も2%未満であります。	志井 隆男氏はKDDI株式会社グループのIT等オフィス環境を総合的に扱う企業の監査役の任にあります。監査役としての豊富な経験とこの業界、リスクマネジメントに関する幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しております。
恩田 学	○	―――	恩田 学氏は税理士として長いキャリアを持ち、税務、企業会計に精通しております。また、株式会社GTM総研の取締役および株式会社GTMコンサルティングの代表取締役社長としての企業経営の経験から、企業運営における会計・税務面での法令、リスクマネジメント等に関する実務経験が豊富であります。経営管理面での知見からの監査、助言を期待できるものと判断し、選任しております。 また同氏は現在および過去において当社と資本関係・取引先等の出身者には該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れはないことから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現時点では取締役の業績向上等に対するモチベーションは十分な水準にあり特段のインセンティブは必要ではないと考えております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に対する報酬の合計額の開示を行っております。当社役員の報酬は月額報酬により構成されており、賞与の支給はありません。
2020年3月期の有価証券報告書における記載額は、社外取締役を除く取締役に支払った報酬の総額として35,010千円であります。また、社外取締役向けの報酬の総額として10,800千円であります。
取締役の報酬限度額は、2000年6月21日開催の定時株主総会(2000年7月4日開催の同総会の継続会を含む)において、年間2億円以内と決議されております。

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、2020年6月24日開催の定時株主総会後の同日に開催された取締役会において審議の上、当事業年度の報酬の額及び算定方法の決定については代表取締役社長である石松俊雄に一任する旨の決議を行っております。
その上で代表取締役社長石松 俊雄は、上記役員報酬の限度額内で担当職務の実績、第23期の業績目標や中期事業計画への達成度や貢献度等を総合的に勘案し決定しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役は適宜監査役会を開催するとともに、各監査役も取締役会に出席する等により、取締役の職務遂行を監査しております。監査役は会計監査人と期中で協議を行い、適時会計面でのアドバイスを受けており、このような会計監査人との協議を通じて、監査役は自ら果たすべき監査業務を遂行しております。これに伴い、監査役の職務を補助すべき使用人を必要とする場合の職務を補助する組織を内部監査室としております。こうした使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役会は監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価について、事前に人事担当取締役より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動・人事評価につき変更を人事担当取締役に申し入れることができるものとしております。また、当該使用人を懲戒に処する場合には、人事担当取締役は、あらかじめ監査役会の同意を得るものとしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件(常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
―――	―――	―――	―――	―――	―――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	― 名

その他の事項

―――

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

イ.取締役会
当取締役会は有価証券報告書提出日現在10名で構成されており、原則毎月1回開催し、法令又は定款に定める事項のほか、経営上の業務執行の基本事項について意思決定をするとともに、その職務の執行を監督しております。
(取締役会構成員の氏名等)
議　長:取締役社長 石松 俊雄
構成員:取締役会長 白石 清(非常勤取締役)、取締役副社長 三山 悟、取締役 石井 健太郎(非常勤取締役)、取締役 宮野 隆(社外取締役)、取締役 大下 亮(社外取締役)、常勤監査役 保住 博史、監査役 諏訪原 敦彦(非常勤監査役)、監査役 志井 隆男(社外監査役)、監査役 恩田 学(社外監査役)

ロ.監査役会
監査役会は有価証券報告書提出日現在4名で構成されており、原則毎月1回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議または決議を行っております。
(監査役会構成員の氏名等)
議　長:常勤監査役 保住 博史
構成員:監査役 諏訪原 敦彦(非常勤監査役)、監査役 志井 隆男(社外監査役)、監査役 恩田 学(社外監査役)

ハ.業務執行会議

業務執行会議は有価証券報告書提出日現在8名で構成されており、原則毎週1回開催し、取締役会の決定事項その他経営執行の重要事項の経過及び結果の報告又はこれらに関連する連絡、調整を行うことにより、経営情報の共有化と経営の円滑な執行を図っております。

(業務執行会議構成員の氏名等)

議　長:取締役社長 石松 俊雄

構成員:取締役副社長 三山 悟、常勤監査役 保住 博史、上席執行役員 山下 徳夫、執行役員 田中 恒利、執行役員 早坂 真有美、執行役員 有山 宗俊、執行役員 竹見 嘉洋

ニ. コンプライアンス推進会議

コンプライアンス推進会議は業務執行会議と同一の人員構成を持ち、業務執行会議の中で推進されております。取締役社長が総括責任者となり、コンプライアンスの基本方針の策定及び体制の構築を指揮し、コンプライアンス全般の総責任を負います。審議テーマにより、業務執行会議メンバー以外の関係者もその都度参画し、下記の事項について審議を行っております。

・コンプライアンスの確立のための重要方針の決定及び変更
・関係法令および社会情勢に基づくコンプライアンスに関連する企業行動の重要方針の決定及びその変更
・企業不祥事又はそのおそれのある事項の検証
・不祥事(違反)に関する緊急事項及びその対応
・再発防止策の作成・対応
・その他コンプライアンス体制に関する事項

審議テーマに沿って、総括責任者及びコンプライアンス推進責任者(管理本部長)が任命した者をもって管理本部内にコンプライアンス事務局を設置し、コンプライアンスプログラムの管理及びコンプライアンスに関する当社グループ全社の教育・研修並びに通報窓口の運営等を実施しております。

ホ. 役員の報酬等

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関しては、2020年6月24日開催の定時株主総会後の同日に開催された取締役会において審議の上、当事業年度の報酬の額及び算定方法の決定については代表取締役社長である石松俊雄に一任する旨の決議を行っております。その上で代表取締役社長石松俊雄は、上記役員報酬の限度額内で担当職務の実績、第23期の業績目標や中期事業計画への達成度や貢献度等を総合的に勘案し決定しております。

監査役の報酬額またはその算定方法については、2020年6月24日開催の監査役の協議により決定しております。

なお、当社役員の報酬について、報酬決定プロセスにおいての客観性、独立性をより高めるための検討を進めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を維持しつつ、社外取締役及び社外監査役による経営の監督機能を充実させることによって経営判断の迅速性・透明性を高める方針をとっております。当社グループの経営規模を勘案し、監査役設置会社の体制とすることにより、適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレートガバナンスの充実が図れると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	2020年よりインターネットによる議決権行使を可能にしています
その他	株主総会招集通知の内容については当社ウェブサイトに掲載しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期の決算にあわせ、年に4回アナリスト向けに決算説明会を開催しております。個人投資家向けとしては開催しておりませんが、当社ウェブサイト上で動画配信によるライブ中継を実施しております。、オープン開催でありどなたでも視聴が可能です。これを視聴するステークホルダー等からもウェブサイト経由で質問を受け付け、即時回答対応しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期の決算にあわせ、年に4回アナリスト向けに決算説明会を開催しております。また、この説明会の様子について当社ウェブサイトにて動画配信によるライブ中継を実施しており、場内からの質問に加えこれを視聴するステークホルダー等からもウェブサイト経由で質問を受け付け、即時回答対応しております。同会終了後、説明資料掲載と録画映像のオンデマンド配信を実施しており、随時視聴可能な状態で当社ウェブサイトに掲載しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	・電子公告 ・決算情報 ・有価証券報告書 ・四半期報告書 ・適時開示資料 ・定時株主総会招集通知・WEB開示事項資料 ・株主総会の資料・映像 ・株主懇談会の資料・映像 ・決算説明会資料・映像 ・ニュースリリース 等を当社ウェブサイト内「投資家向け情報」ページ https://www.stream.co.jp/investor/ に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	執行役員管理本部長を情報取扱責任者とし、担当部門として管理本部法務・広報部内に広報IR課を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、事業を通じて社会に貢献することで、株主、取引先、社員、社会とともにすべてのステークホルダーの利益にかない、信頼に応えられる企業として持続的に発展を遂げるため、その指針として「Jストリーム行動規範」を定め実践しております。 また、コーポレートメッセージである「もっと素敵な伝え方を。」を実現していく中での行動と判断の指針として「JストリームWAY」を制定し、お客様の思いを叶えるより良いサービスの提供と企業の総合力向上に務めております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、金融商品取引法等に基づく法定開示や、東京証券取引所の定める適時開示規則に則って、適時適切な情報開示に努めています。法定開示、適時開示の対象とならない情報であっても、投資判断に影響を与えると思われる重要な情報については、ステークホルダーが平等に入手できるよう、当社WEBサイトにおいて迅速に開示しております。 この他、当社WEBサイトなどを通して、各ステークホルダーに向けた公正かつ迅速な情報開示の充実に取り組んでおります。 また、当社社員に対して、アナリスト向けの決算説明会と同日に、決算内容に関する説明会を実施しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、取締役会は、「Jストリーム行動規範」を制定しております。取締役社長は継続的にこの精神を役職員に伝えることにより、法令遵守および社会倫理遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しております。会社法第362条第４項第６号並びに会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備」について、次のとおり基本方針を定めております。

イ.当社及び当社子会社からなる当社グループの取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社及び当社子会社からなる当社グループの取締役及び従業員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、取締役会は「Jストリーム行動規範」を、各子会社の取締役会はこれに準じた行動規範を制定し、当社グループ各社の取締役社長が、継続的にこの精神を自社の従業員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
(2)コンプライアンスの徹底を図るため、取締役社長を総括責任者とし、各部門責任者及び各子会社の取締役社長を推進委員とする「コンプライアンス推進体制」を設置し、コンプライアンスの取り組みを当社グループ全社横断的に統括する。
(3)管理担当部門内に設置のコンプライアンス事務局は、コンプライアンスプログラムの管理及びコンプライアンスに関する当社グループ全社の教育･研修等を実施する。
(4)内部監査担当部門は、コンプライアンス事務局と連携のうえ、コンプライアンスの推進状況を監査し、その結果を適宜取締役会及び監査役会並びに各子会社の取締役社長に報告する。
(5)反社会的勢力に対しては、当社グループ組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。
(6)当社グループの財務報告に係る内部統制システムの整備･構築を推進し、財務報告の信頼性を確保する。

ロ.当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)当社グループの取締役(非業務執行取締役は除く。以下も同様とする。)の職務執行に係る情報は、当社グループ各社において文書化(電磁的記録も含む。)のうえ、経営判断等に使用した関連資料とともに保存する。各社において文書管理に関する主管部門を設置し、管理対象文書とその保管部署･保存期間及び管理方法等を文書管理規程等関係規程に定める。
(2)当社グループの取締役の職務執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、グループ各社において適時閲覧可能な状態を維持する。

ハ.当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)事業活動に伴うコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部門及び各子会社において、規則･ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成･配布等を行い、適切な管理体制を整備する。また、当社グループの組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応は管理担当部門と情報セキュリティ担当部門が連携して行い、各部門及び各子会社の業務に付随するリスク管理は各担当部門及び各子会社が行う。
(2)万一、当社グループに重大なリスクが発生した場合は、速やかに取締役社長又は担当取締役を本部長とする対策本部を設置し、損失の極小化に努めるとともに再発防止に向けた施策を実施する。これらの経過及び結果並びに今後の施策については、取締役会及び監査役会並びに該当子会社の取締役会に報告されるものとする。
(3)取締役会に付議される業務実施計画(子会社の重要な実施計画も含む。)については、原則として審議要件に予測されるリスクを記載し、取締役会がこのリスクを評価する。子会社の取締役会においても同様とする。
(4)原則毎週開催される取締役･執行役員を構成員とする業務執行会議において、各部門より子会社を含む職務執行上予測されるリスクを報告させ、リスク情報を共有のうえ、適宜その対応を図る。各子会社においてもこれに準じた定例会議を開催し、同様の対応を図る。
(5)定期的に開催される関係取締役が出席する内部統制に関する報告会において、内部監査担当部門より当社
グループ各社のリスク管理体制の監査の内容について報告を受け、必要に応じて対応を実施する。

ニ.当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役会は、当社グループの全社的な経営目標を定め、この浸透を図るとともに、この目的に基づく中期経営計画を策定する。
(2)取締役会は、当社グループの中期経営計画に基づき、毎期、部門毎の業績目標と予算を設定し、各部門を担当する取締役及び各子会社の取締役社長は、担当部門及び当該子会社が実施すべき具体的な施策及び効率的な職務遂行体制を決定し、実行する。
(3)取締役会の決議により、取締役の職務執行を補佐する執行役員を選任し、執行役員は、取締役の指示の下、担当職務(子会社職務含む。)を執行し、機動的かつ効率的な職務執行を図る。
(4)取締役会は、原則月1回以上開催し、法令･定款及び取締役会規程に定める重要事項を決定するとともに、担当取締役及び執行役員に子会社を含む月次の業績、予算乖離分析、リスク情報等を報告させ、これらの職務遂行上必要な対応を図る。各子会社の取締役会においても同様とする。
(5)取締役及び執行役員を構成員とする業務執行会議を原則毎週開催し、取締役会が決定した職務執行の実行策(子会社の重要施策も含む。)等を決定するとともに、各部門及び各子会社の業務報告を共有し、職務執行の効率化を図る。各子会社においてもこれに準じた定例会議を開催し、職務執行の効率化を図る。
(6)当社グループ各社は取締役会規程、組織規程等及び当社の関係会社管理規程等に基づく意思決定ルールにより、職務執行に必要な職務分担及び権限と責任を明確にし、各子会社の取締役は、これに基づく職務執行の重要事項、会社に重大な影響を及ぼす事項等について適宜当社担当取締役に報告する。
(7)内部監査担当部門は、当社グループの事業活動の効率性及び有効性を監査する。

ホ.当社グループ及び当社親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社の「コンプライアンス推進体制」は、当社グループ全体を対象に推進する。
(2)子会社経営管理については関係会社管理規程に基づき、子会社の独自性を尊重しつつ、前各項により管理業務の統一又は補助、情報管理･リスク管理の統一化又は、共有化により経営の効率化を図る。
(3)各子会社の経営計画･予算は、当社の中期経営計画･予算に組み込まれ、その職務執行状況については、取締役会及び業務執行会議において、当該子会社を担当する取締役又は執行役員より報告され、グループ全体の職務執行の効率化、適正化を図る。
(4)内部監査担当部門が、子会社に関する内部監査を実施し、その結果を当該子会社の取締役社長及び当該子会社担当の取締役又は執行役員に報告する。
(5)連結財務諸表の適正を確保するため、当社グループ全体の信頼性を確保するためのシステム及び定期的にモニタリングする体制(財務報告に係る内部統制)を構築し、運用する。
(6)当社の親会社であるトランス･コスモス株式会社とは、同社の「コンプライアンス行動憲章」及び相互の自主性･独立性を尊重するとともに、同社との取引については、法令等に従い適切に行うことを基本方針とする。

ヘ.監査役の職務を補助すべき従業員及びその従業員の取締役からの独立性に関する事項
(1)内部監査担当部門に監査役事務局機能を置き、監査役の職務を補助する従業員を配置するものとし、その従業員は当該職務に関し、監査役の指揮命令下に置く。
(2)監査役が必要と認めた場合は、監査役事務局機能を改編する。
(3)監査役の職務を補助する従業員の独立性を確保するため、その従業員の任命・異動・人事評価等については、事前に監査役に説明し、同意を得て決定する。

ト.当社グループの取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1)当社グループの取締役及び従業員は、法令に定められた事項のほか、当社グループについて重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス推進状況及びその他監査役の職務遂行上必要なものとして求められた事項について、速やかに監査役又は監査役会に報告する。
(2)内部監査担当部門及びコンプライアンス事務局は、監査役に対して適宜担当職務(子会社関連職務も含む。)の執行状況を報告する。
(3)前各号又はグループ内部通報制度により、監査役等へ報告を行った当社グループの取締役及び従業員に対して、当該報告を理由とした不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び従業員に周知徹底する。

チ.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)当社グループの取締役及び従業員は、監査役の求めに応じ、監査の職務遂行上必要なヒアリングの実施に協力する。
(2)当社グループの取締役は、監査役の求めに応じ、監査役又は監査役会と随時に意見交換を実施し、相互の意思疎通を図るとともに、監査役監査が実効的に行われる体制を構築する。
(3)監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合には、弁護士、公認会計士等外部専門家との連携を図れる環境を整備する。
(4)監査役が前号の費用その他その職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに、当該費用又は債務を処理する。また、監査役の職務に必要な費用を負担するため一定額の予算を設ける。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
1．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たない。
2．反社会的勢力への対応は、担当者や担当部署だけに任せず、会社全体の問題として組織的に対応し、不当な要求等には断固として拒絶する。

ロ．反社会的勢力排除に向けた整備状況
1．行動規範に反社会的勢力排除に向けた基本方針を掲げ、当社及び当社の子会社からなるグループ各社の全社員に周知徹底するとともに、自社のウェブサイトにもこれを掲載する。
2．新規の取引先は勿論、既存の取引先についても、専門調査機関を通じて定期的に調査を行い、反社会的勢力との関係排除に努める。
3．反社会的勢力による不当要求に備え、平素より顧問弁護士、警察、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関との連携を強化して、反社会的勢力に関する情報の収集や管理を行っている。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

---

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

･情報管理は情報取扱責任者が担当しており、必要に応じ取締役会、業務執行会議等で開示の必要性について協議し、サポートする体制としております。
･インサイダー取引を未然に防ぐため、「内部者取引管理規程」を定め、決算発表時に従業員向けに自社株式売買等についてのルールを周知徹底し、毎年教育を実施するなど内部者情報を適切に管理するよう務めております。
･組織的又は個人的な法令違反ないし不正行為に関する社員からの報告･相談に対応するため、通報者に不利益を及ぼさないことを確保した「内部通報制度」を設けています。

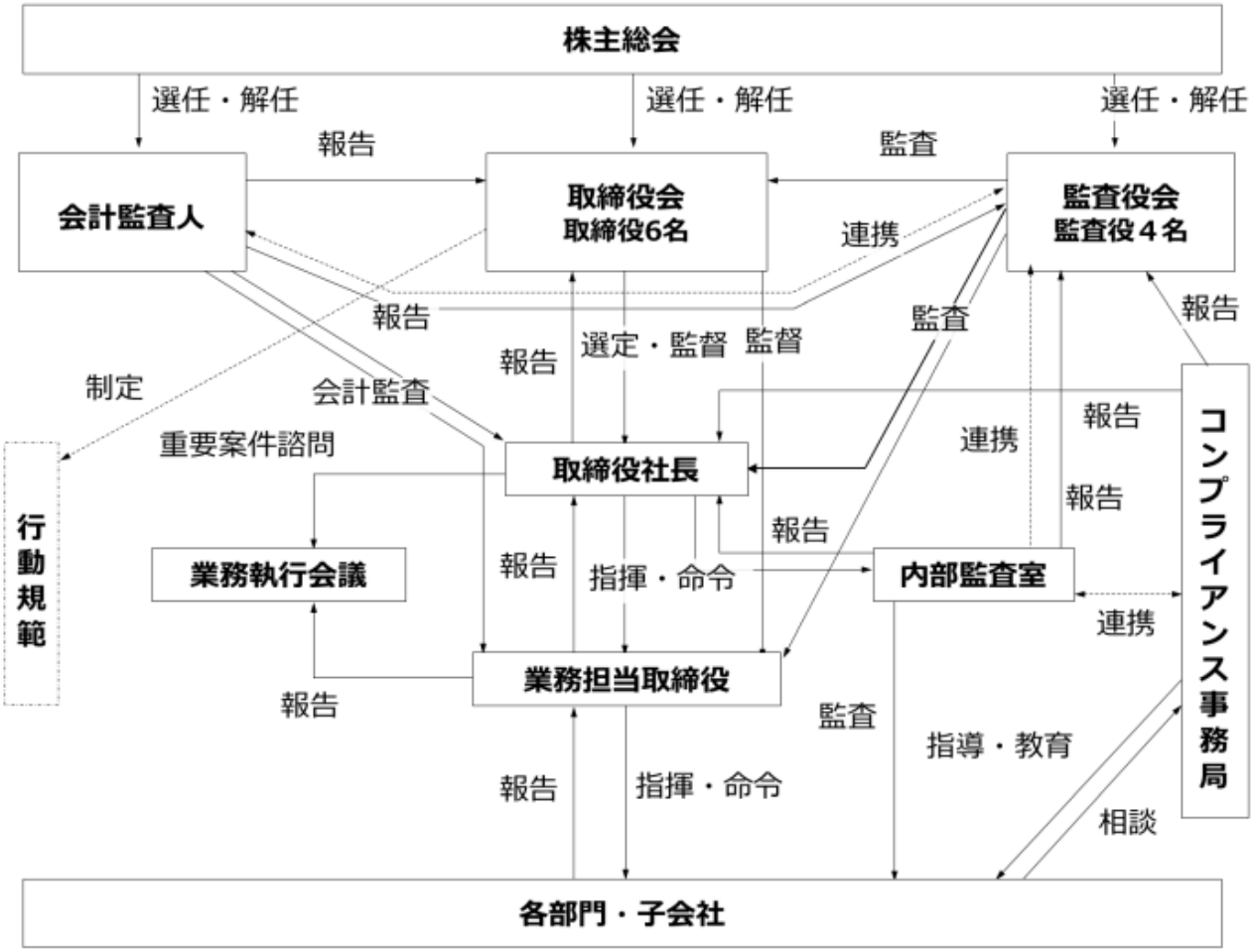

適時開示体制の概要（模式図）

